

「守ってね！ 最低賃金。」

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金は次のとおりです。

引き続き 時間額 **861** 円

（効力発生年月日 令和元年10月3日）

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

• 厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室 TEL 011-709-2311（内線 3533）

• 札幌中央 労働基準監督署 TEL 011-737-1191
• 札幌東 労働基準監督署 TEL 011-894-2815
• 函館 労働基準監督署 TEL 0138-87-7605
江差駐在事務所 TEL 0139-52-1028
• 小樽 労働基準監督署 TEL 0134-33-7651
倶知安支署 TEL 0136-22-0206
• 岩見沢 労働基準監督署 TEL 0126-22-4490
• 旭川 労働基準監督署 TEL 0166-99-4704
• 帯広 労働基準監督署 TEL 0155-97-1243

• 滝川 労働基準監督署 TEL 0125-24-7361
• 北見 労働基準監督署 TEL 0157-88-3983
• 室蘭 労働基準監督署 TEL 0143-23-6131
• 釧路 労働基準監督署 TEL 0154-45-7835
• 名寄 労働基準監督署 TEL 01654-2-3186
• 留萌 労働基準監督署 TEL 0164-42-0463
• 稚内 労働基準監督署 TEL 0162-23-3833
• 浦河 労働基準監督署 TEL 0146-22-2113
• 苫小牧 労働基準監督署 TEL 0144-88-8899